住宅改修支給申請の注意点

**・支給限度額のリセット**

　　住宅改修の支給限度額は１人２０万円と定められており、それ以上は申請することができません。

　ただし、以下の場合には限度額がリセットされ、再度２０万円まで申請が可能です。

　　　　○転居した場合

○初めての住宅改修日から、介護度が**以下の表にて**３段階以上上がった場合

住宅改修において、要支援２と

要介護１は同じ段階であると

されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１段階 | 要支援１ |
| 第２段階 | 要支援２、要介護１ |
| 第３段階 | 要介護２ |
| 第４段階 | 要介護３ |
| 第５段階 | 要介護４ |
| 第６段階 | 要介護５ |

いずれも**１人１回**リセットが可能です。

転居した後さらに転居しても、リセットはできません。

建て直した場合や同一敷地内に家屋を新築した場合もリセット対象外です。

**・申請書類の提出期限**

審査等の関係上、改修予定日の１週間前には提出するようにしてください。

また、申請は必ず施工前におこなってください。事後の申請は原則認められません。

**・償還払いの振込口座**

償還払い用申請書に記載する給付費の振込先口座は、基本的に本人の口座を記載してください。

本人名義の口座がなく、ご家族の口座を記載する場合は委任状を提出してください。

関係のない第三者や、事業者の口座は記載できません。

※委任状は受任者及び委任者の署名が必要です。

**・理由書の作成者**

申請書類の一つである「住宅改修が必要な理由書」は、必ず資格所有者が作成してください。

（作成可能者）ケアマネジャー、地域包括支援センター担当者

福祉住環境コーディネーター２級以上資格者、作業療法士、理学療法士

**・介護保険申請中の住宅改修**

償還払いでのみ申請が可能です。

受領委任払いでの申請はできませんのでご注意ください。

また、介護保険の申請が却下された場合、住宅改修の給付も対象外となります。

**・転入前の住宅改修**

銚子市への転入が決まっている方で、予め転入先の住宅改修を希望される場合は、事前にご相談ください。

支給申請は転入後に行います。なお、改修工事は転入前に行って構いませんが、改修前の写真等、申請に必要な書類を揃えられるようご留意ください。

★転出先の住宅改修については、転出先市町村担当課へご相談ください。

**・市営住宅の住宅改修**

事前に当市役所都市整備課にて申請を行い、交付された「市営住宅模様替え承認書」の写しを、申請書類に併せてご提出ください。

**・アパートやマンションの住宅改修**

住宅の所有者（賃貸人）からの承諾書が必要です。　※不動産会社からの承諾書は不可。

共用スペースの改修についても、住宅の所有者にご相談ください。

また、退居時の原状回復工事費用は、給付の対象になりません。

**・新築住宅の住宅改修**

住宅自体の新築は住宅改修とは認められません。

竣工日以降に手摺設置などの住宅改修を行う場合は、給付の対象になります。

**・本人が入院（所）中の住宅改修**

申請書類に併せて「退院・退所予定日届出書」をご提出ください。

改修予定日が退院予定日後であってもご提出ください。

※病状の変化等により、予定日が変わる場合があるため。

**・手術前の方の住宅改修**

手術後状態変化の可能性があり、改修が適正か判断できないため、申請は基本受けられません。

手術後、リハビリ等の様子を踏まえた上で改修を検討し、申請してください。

なお、既に動作に問題があり、その解消のために改修を行うという場合は申請できます。

**・申請後の改修内容変更**

改修場所自体に変更があった場合は、最初の申請は取り下げとし、再申請してください。

部品の個数や位置の微妙な変更は市へ連絡してください。再申請は不要です。

追加で改修を行う場合は、追加分だけで改めて申請し、市から確認書交付後に着工してください。

**・ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の申請**

ひとつの住宅に対して、複数の被保険者による同時申請は可能です。

その場合、改修内容が重複していないこと、別々に申請書類を揃えていることが必要です。

例えば、１人が和式から洋式へのトイレの取替えについて申請する場合、他の被保険者はその

取替えについて申請することはできません。